
反基地運動ニュース 第6号

発行：全国基地問題ネットワーク／フォーラム平和・人権・環境（電話 03-5289-8222 FAX03-5289-8223）
発行日：2012年1月27日（金）

辺野古新基地建設と環境影響評価

辺野古新基地建設の環境影響評価については、反基地運動ニュース第5号（11年10月21日）に解説を掲載しました。その後、昨年12月28日の早朝に沖縄防衛局が評価書の搬入を強行したことで、事態が大きく動き出しました。そのため今号で再度、アセスメントについてまとめました。前号と重複する部分がありますがご容赦ください。

■環境影響評価（アセスメント）とは？

国や地方自治体が公共事業を行う場合、また民間業者が土地開発などを行う場合は、環境影響評価法や同じような趣旨の都道府県条例に定められた、環境影響評価を実施しなければなりません。環境影響評価は、公共事業や土地開発によって環境破壊が行われないことを目的にしています。事業を行う者は、事業開始前に調査を行い、環境への影響が予測される場合は、事業内容を変更しなければなりません。

環境影響評価から事業実施までは、以下のような手順で行われます。

①方法書の作成

事業者が環境影響評価の項目・調査・予測・評価の手法などを記載した方法書を作成します。
次に方法書に対する知事意見を求め、また方法書を公開して住民意見を受け付けます。

②環境影響評価の実施

事業者は方法書に対する知事意見や住民意見に配慮した上で、環境影響評価を実施します。

③準備書の作成

事業者は環境影響評価を行った後、その結果について記載した準備書を作成します。
次に準備書に対する知事意見を求め、また準備書を公開して住民意見を受け付けます。

④評価書の作成

事業者は準備書に対する知事意見や住民意見に配慮した上で、評価書を作成します。
次に評価書に対する知事意見を求めます。

その後、知事意見を受けて評価書の内容を補正し、確定版の評価書を公開します。

*評価書段階では住民意見は受け付けません。またこの段階で環境影響評価は終了です。

⑤事業者による事業の承認申請

⑥許認可者による事業の許可

⑦事業着工

■辺野古新基地建設に関して、これまでの流れ

日本政府が計画している名護市辺野古での新基地建設に関しては、海の埋め立てには国の環境影響評価法が、埋め立て地の上に建設する飛行場については沖縄県の条例が適用されます。両方とも事業者は沖縄防衛局で、許認可者は沖縄県知事です。

自民党政権時代に、国と沖縄県は協議会を設置して、新基地建設に向けた議論を続けてきました。ところが2007年8月、安倍晋三内閣は県の合意のないまま環境影響評価の手続きに着手し、県に方法書送付したのです。県は抗議して方法書の受け取りを保留しました。しかしその後も国は手続きを進めたため、仲井真弘多知事は「これ以上、受け取りを保留し、知事意見を述べないことは異議なしととらえられる」として方法書を受け取りました。こうして環境影響評価は方法書、調査の実施、準備書と進んでいったのです。

2009年に鳩山由紀夫内閣が成立すると、首相が普天間基地の移設先の見直しを表明したため、環境影響評価の手続きは「評価書」の提出を前にして中断しました。しかし昨年末に野田佳彦政権は、沖縄県への評価書の提出を強行し、環境影響評価の手続きを再開したのです。

■環境影響評価再開への経過

野田政権の下での評価書の提出は、以下のような経緯で進められました。

- 9月 2日 野田佳彦内閣が成立。
- 9月22日 日米首脳会談（米国ニューヨーク）で、野田首相が「普天間飛行場移設を含む米軍再編については、引き続き日米合意に従い協力して進めていきたい」と発言。
- 10月～11月 北澤前防衛大臣、一川防衛大臣、玄葉光一郎外務大臣、前原誠司民主党政調会長らが、相次いで沖縄を訪問。
- 11月14日 沖縄県議会が、評価書の年内提出断念を求める意見書を全会一致で可決。
- 11月18日 日米首脳会談（米国ハワイ）で野田首相が、「環境影響評価書を年内に提出する準備を進めている」と表明。
- 12月19日 日米外相会談（ワシントンD. C.）で玄葉大臣とクリントン長官が、「普天間飛行場の移設及び在沖縄海兵隊のグアム移転を含む在日米軍の再編について引き続き日米合意に従って進めていくことを改めて確認」と合意。
- 12月26日 「基地の県内移設を許さない県民会議」が、県庁で評価書提出の阻止行動を開始。沖縄防衛局は県庁に評価書を持ち込むことができず、運送業者による送付に変更。
- 12月27日 運送業者のトラックが評価書運び込もうとしたが、県民会議に取り囲まれる。県管財課は沖縄防衛局に評価書の持ち帰りを要請し、トラックは県庁を出る。
- 12月28日 午前4時に沖縄防衛局の職員が車で県庁に乗り付け、段ボール箱に入った評価書を夜間受付に置いていく。段ボール箱は全部で24箱あり、16箱は運び込んだが、8箱は沖縄平和運動センターの抗議で搬入を断念し持ち帰った。
- 12月29日～1月3日 市民らが県庁に徹夜で座り込み、追加搬入を阻止する。
- 1月 4日 沖縄県は、沖縄防衛局が持ち込んだ段ボール箱を開封し、中身が評価書16部であることを確認する。評価書の提出にあたっては、法令部分として4部、条例部分として20部が必要であり、提出された16部では8部が不足。そのため沖縄県は環境影響評価法の主幹官庁である環境省に問い合わせを行うが、1部でも提出されれば受け付け事務を開始できるとの回答を得たため、評価書の受付作業を開始する。また不足分については、沖縄防衛局に対して補正を求める。
- 1月 5日 内容確認作業で、条例部分を担当する県環境生活部が、準備書段階での知事意見や住民意見に関する項目約80ページが欠落していることを発見。県は協議の末、法令部分については12月28日受理、条例部分については12月29日受理とする。

■今後の流れ

今後は以下のような流れで進んでいきます。

①県知事意見の提出

沖縄県は、法令部分については12月28日から90日以内に、条例部分については12月29日から45日以内に、評価書に対する知事意見を提出します。沖縄県では現在、評価書の内容を審議し県知事に答申するための県アセス審議会が行われています。（第1回を1月19日に開催。3回程度開催予定。）

②評価書の補正と、公告縦覧・公有海面埋立申請

沖縄防衛局は、県知事意見を受けたうえで評価書の補正を行い、完成した評価書の公告縦覧を行います。評価書の公告縦覧で、環境影響評価の全ての手続きは終了します。また公告縦覧と同時に、沖縄防衛局は県知事に対して公有水面埋立申請を出すことができます。評価書の補正に関しては特に期限は定められていませんが、公告縦覧と申請の時期は、6月に行われる沖縄県議会議員選挙後と考えられます。

④県知事による審議

埋立申請に対して県は許可・不許可を審議します。回答期間は、特に定められていませんが、防衛省は年内の回答を求める圧力をかけています。

⑤県が埋立を不許可にした場合

県知事が辺野古の埋立を許可しなかった場合、政府はどのように対処するのでしょうか。社民党の照屋寛徳議員が12月に提出した質問主意書に対して、政府は以下のように回答しています。

「その承認に係る事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であることから、国は、その処理が公有水面埋立法に違反していると認めるとき等には、地方自治法第二百四十五条の七等の規定により是正の指示等を行うことができる場合がある。」

■政府の対応

田中直紀防衛大臣は1月15日のNHK番組で、「年内に着工できるかどうかは当面の手順になっているが、沖縄県民に納得してもらえなければ進まない」と述べ、辺野古新基地建設を年内に着工したい意向を示しました。大臣は翌日の記者会見で、「沖縄県の理解を得ていく必要があり、期限を設ける話ではない」として発言を修正しましたが、同時に、防衛省の事務当局から年内着工との説明を受けていたことも明らかにしました。

一方で田中大臣は1月19日に行われた報道各社の共同インタビューで、地方自治法に基づく代執行のための裁判や、特措法の制定を否定しました。

仲井真弘多県知事が公有水面埋立申請を不許可にした場合は、代執行か特措法の制定を行わなければ、年内着工はできません。沖縄の基地問題に対して基本的な理解のない大臣が就任したことで、野田政権は辺野古新基地建設に関して迷走しているようです。

■ 辺野古アセスの問題点

辺野古新基地に関する環境影響評価には、様々な問題点があります。WWF（世界自然保護基金）をはじめとしたいくつかの市民団体は、以下のような共同声明を発表しました。問題点をコンパクトにまとめてあるので、参照してください。

違法な辺野古アセス評価書、公有水面埋立免許申請の 提出に強く反対する

共同声明 2011年11月17日

違法な辺野古アセス評価書、公有水面埋立免許申請の提出に強く反対する。

政府・防衛省は、辺野古アセス（普天間飛行場代替施設建設に係わる環境影響評価）の評価書を、年内に沖縄県知事に送付し、アセス手続き終了後、直ちに公有水面埋立手続きに着手するとしている。

しかし、辺野古アセスは、以下の点で、環境アセスメントに値しない違法なものである。

1. 方法書を公開する前に、自衛艦を導入して事前調査（環境現況調査）を強行したことは、環境アセスの手続きを定めた環境影響評価法および沖縄県環境影響評価条例に違反している。
2. 事前調査で、水中ビデオカメラ、パッシブ・ソナー（音響探知機）、サンゴ幼生着床板などを112カ所に設置し運用したことにより、自然環境と野生生物に悪影響を与えてから環境アセスの現地調査を行ったため、環境アセス自体が非科学的なものになっている。
3. 方法書における事業内容の記述が不十分なだけでなく、その後で、弾薬装弾場、洗機場、ヘリパッドなど環境影響が大きいと考えられる新たな事業内容を後出し追加しており、法に従って方法書段階に戻るべきである。また、これらの追加に関しては、住民意見を述べる機会が奪われている。
4. 準備書の結論は「事業実施区域周辺におよぼす影響は総じて少ない」となっているが、これは先に結論があり、それに向けて調査結果を羅列し、影響は少ないと強引にこじつけただけで、まったく非科学的で正当性のないものである。
5. 辺野古アセスでは、環境影響の大きい垂直離着陸機 MV22 オスプレイの配備を隠蔽してきた。米国では、オスプレイ配備については、それだけで環境アセスが義務づけられている。たびたび墜落事故を起こしているこの機種が、環境アセスに含められていないのは問題であり、環境アセスとしては大きな欠陥である。

以上のことから、私たちは、政府・防衛省が、辺野古アセス評価書の提出を取りやめ、公有水面埋立免許申請も行わないことを、強く要請する。

JUCON（沖縄のための日米市民ネットワーク） 沖縄・生物多様性市民ネットワーク 日本環境法律家連盟（JELF）
ジュゴン弁護団 辺野古への基地建設を許さない実行委員会 沖縄意見広告運動 許すな！憲法改悪・市民連絡会
憲法を生かす会 WWF ジャパン グリーンピース・ジャパン 日本自然保護協会

